

灯油タンク洗浄は必要!?

灯油タンク洗浄に関する相談は、雪国特有であり6～8月の期間に集中します。「ご近所みんなが実施しているよ」「無料で点検します」と伝え、強引に作業へ入り、高額な作業料金を請求する業者も見られます。事例をもとに、被害の解決方法と未然防止をご紹介します。

【事例1】80歳代・男性・士別市

「近所のAさんに依頼され灯油タンクの洗浄に来たが、お宅のカップにヒビ黒ずみがあるのでついでにやってあげる」と男性3人が自宅を訪れた。判断がつかなかった妻は「夫が不在なため分かりません」と返答したが、販売員が再度訪問し用紙に名前を書くよう指示し、記名すると1万500円を請求された。

【事例2】70歳代・女性・広域町

事業者が灯油タンクの点検で町内を回り、自分宅にも来た。タンクの下を確認し、「水がたまっていて汚れているから冬になると割れるよ」と言われ、代金は6千円割引の5,000円にすると提示され依頼した。そこで、用紙を渡され実施する内容の予約欄に丸を付けた。しかし、娘から高額ではないかと言われ、急ぎよ実施前に事業者に「契約をやめたい」と伝えると承諾された。

【相談事例から見る問題点】

- 事業者は訪問する際、会社の名前をしっかりと伝え、何の販売で訪問したのかを消費者に伝える義務があります。そのため、事業者の本来の目的が洗浄であるなら、「点検」と言わず、洗浄作業をすることを伝えなければ「販売目的隠匿」で特定商取引法に反します。
- 【事例2】では「ストレーナーに水が溜まると冬に割れる」と説明されました。しかし、根拠のない説明で、心理的に不安に陥らせる勧誘は北海道消費生活条例に違反しています。

【アドバイス】

訪問販売では、法律で定められた事項を記載した書面の交付が義務付けられています。消費者は書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。【事例1】では、クーリング・オフを希望すると、返金には応じるが原状回復義務を主張し、洗浄用の機械から砂や錆などが入った汚水を持ってきて「おたくのものだ」と言い強引に灯油タンクに入れようとしてきました。しかし、洗浄機器内の汚水が相談者のものであるか証明もできず、消費者に不利になるような行為は原状回復をしなくてもよいとされていることを説明しました。最終的に原状回復なしの無条件解約ができました。

また、道条例では「訪問販売お断り」ステッカーなどを貼って意思表示をしている家に、事業者が訪問し、勧誘することを禁止していますので、貼付は有効です。

灯油タンクの洗浄は、不意打ち的に他地域から訪問する事業者に依頼せず、自分が必要であると思ったときに、地元の灯油配送業者に見積りをしたのち実施しましょう。

事業者が解約に応じないなどトラブルになったときは、下記士別地区広域消費生活センター（23-3820）にご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用

来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harplg.jp/MiYrWNqj>

